

第1 1次福岡市交通安全計画の概要

1 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

交通安全対策基本法に基づき、福岡市における陸上交通（道路、鉄道、踏切道）の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱と、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める計画

上位計画である福岡県交通安全計画に基づくとともに、福岡市の実情を踏まえ、昭和47年以降、10次にわたり計画を策定

(2) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

第11次交通安全基本計画
(令和3年3月29日策定)

第11次福岡県交通安全計画
(令和3年8月31日策定)

第11次福岡市交通安全計画

2 第1 1次計画の基本理念

- (1) 交通事故のない社会を目指した取組みの実施
- (2) 人優先の交通安全思想を基本とした施策の推進
- (3) 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

3 これからの5年間（計画期間）において特に注視すべき事項

- (1) 人手不足への対応
- (2) 先進技術導入への対応
- (3) 高まる安全への要請と交通安全
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響の注視

4 計画の内容

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通の安全についての目標

1 道路交通事故の現状

第10次計画期間中における交通事故発生件数、死者数、負傷者数の推移

年	H28	H29	H30	R1	R2
発生件数（件）	10,633	10,072	8,821	7,758	6,213
うち自転車事故	2,246	2,271	1,859	1,770	1,439
うち飲酒運転事故	46	43	41	39	31
死者数（人）	31	20	23	18	14
うち高齢者	11	12	14	9	9
負傷者数（人）	13,522	12,477	10,912	9,466	7,483

(参考) 第10次計画の目標と実績

	目標	実績(令和2年)
年間の交通事故死者数	20人以下	14人
年間の交通事故発生件数	9,500件以下	6,213件
年間の自転車事故発生件数	2,100件以下	1,439件
飲酒運転による交通事故	撲滅	31件

第10次計画期間中における主な事故の特徴

- (1) 令和2年中、全交通事故の57.5%が交差点及び交差点付近で発生し、脇見運転等による事故の割合が全体の67.2%
- (2) 令和2年中、高齢者が関連する交通事故が全体の26.5%、死者数のうち64.3%が高齢者
- (3) 高齢運転者の交通事故件数は減少傾向だが、高齢運転者の交通事故発生件数の割合が増加傾向
- (4) 自転車関連事故は、県や全国に比べると、人口当たりの発生件数が高い
- (5) 令和2年中、県内の自転車関連事故の43.9%が福岡市内で発生、交通事故発生件数に占める自転車関連事故の割合は県下平均と比較すると高い
- (6) 令和2年中、自転車関連事故の72.8%が交差点及び交差点付近で発生
- (7) 飲酒運転による交通事故は減少傾向にあるが、年間で30件以上発生

2 今後の道路交通安全対策を考える視点

＜重視すべき視点＞

- (1) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- (2) 高齢者及び子どもの安全確保
- (3) 生活道路における安全確保
- (4) 飲酒運転の撲滅
- (5) 先端技術の活用推進
- (6) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- (7) 地域が一体となった交通安全対策の推進

3 第11次計画における目標

- (1) 交通事故死者数及び交通事故発生件数
令和7年までに、年間の交通事故死者数 11人以下
年間の交通事故発生件数 5,700件以下
- (2) 自転車事故発生件数
令和7年までに、年間の自転車事故発生件数 1,300件以下
- (3) 飲酒運転による交通事故
不断の取組みを進め、飲酒運転の撲滅（ゼロ）を目指す

第2節 講じようとする施策

第10次計画に引き続き、国の交通安全基本計画の8つの項目に、市独自で「飲酒運転の撲滅」「自転車安全利用の推進」の2項目を加え、交通安全対策を推進します。

※ 二重線は市独自の項目

1 飲酒運転の撲滅<福岡県警察、市民局、各区役所>

- 飲酒運転撲滅に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進
- 飲酒運転取締りの強化
- 運転者教育等の充実
- 自動車運送事業者に対する指導監督の充実等

2 自転車安全利用の推進<福岡国道事務所、福岡県警察、市民局、こども未来局、保健福祉局、道路下水道局、各区役所、教育委員会>

- 自転車利用環境の総合的整備
- 交通安全教育及び指導・啓発
- 自転車の安全性の確保
- 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進 など

3 道路交通環境の整備<福岡運輸支局、九州総合通信局、福岡国道事務所、福岡県警察、市民局、こども未来局、保健福祉局、住宅都市局、道路下水道局、港湾空港局、各区役所、教育委員会>

- 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- 幹線道路における交通安全対策の推進
- 交通安全施設等の整備事業の推進
- 高齢者等の移動手段の確保
- 歩行空間のユニバーサルデザイン化
- 無電柱化の推進
- 効果的な交通規制の推進 など

4 交通安全思想の普及徹底<福岡県警察、総務企画局、市民局、こども未来局、保健福祉局、経済観光文化局、各区役所、教育委員会>

- 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 効果的な交通安全教育の推進
- 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 など

5 安全運転の確保<九州産業保安監督部、福岡運輸支局、福岡管区気象台、福岡中央労働基準監督署、福岡国道事務所、福岡県警察、市民局、保健福祉局、各区役所、消防局>

- 運転者教育等の充実
- 運転免許業務の改善
- 安全運転管理の推進
- 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 など

- 6 車両の安全性の確保** <福岡運輸支局、市民局、各区役所>
 - 先進安全自動車（ASV）の普及の促進
 - 自動車アセスメント情報の提供等
 - 自動車の検査及び点検整備の充実
 - リコール制度の充実・強化
- 7 道路交通秩序の維持** <福岡県警察、市民局、各区役所、教育委員会>
 - 交通指導取締りの強化等
 - 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
 - 暴走族等対策の推進
- 8 救助・救急活動の充実** <保健福祉局、消防局、教育委員会>
 - 救助・救急体制の整備
 - 救急医療体制の整備
 - 救急関係機関の協力関係の確保等
- 9 被害者支援の充実と推進** <福岡運輸支局、福岡県警察、市長室、市民局、保健福祉局>
 - 自動車損害賠償保障制度の周知等
 - 損害賠償の請求についての援助等
 - 交通事故被害者等支援の充実強化
- 10 道路交通事故要因の総合的な調査分析の推進** <福岡県警察>

第2章 鉄道交通の安全 <九州運輸局、福岡管区気象台、消防局、交通局>

第2節 講じようとする施策

- 1 鉄道交通環境の整備
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 3 鉄道の安全な運行の確保
- 4 鉄道車両の安全性の確保
- 5 救助・救急活動の充実

第3章 踏切道における交通の安全 <九州運輸局、福岡県警察、道路下水道局>

第2節 講じようとする施策

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 3 踏切道の統廃合の促進
- 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置